

令和6年度 豊島区国際アート・カルチャー特命大使/SDGs 特命大使

自主企画事業 募集要項

令和6年1月

豊島区国際アート・カルチャー特命大使/SDGs 特命大使幹事会

## 1 豊島区国際アート・カルチャー都市構想とは

豊島区のまちづくりの未来を切り拓くため、平成 27 年に提唱されました。そのコンセプトは、「多様性を活かしたまちづくり」「出会いが生まれる劇場空間」「世界とつながり人々が集まるまち」であり、基本的な進め方を以下としています。

【文化の力によって多くの人が惹きつけられるまちには、交流による新たなビジネスチャンスや文化表現が生み出される好循環が生まれます。まちに関心を寄せ訪れた人々が感じる喜びや興奮などが、まちに活力を与え、誇りをもてるまちづくりを支えます。文化を愛するすべての人と力を合わせて、「国際アート・カルチャー都市」づくりを進めます。】

○文化を愛する区民や来街者、NPO や事業者など、誰もが主役として輝く都市づくりを「オールとしま」で進める。

○地域の中で育まれてきた固有の文化を継承しつつ、新たな文化を創造・発信し、多様な文化の出会い・融合を図る。

○文化活動の舞台、国際的なおもてなしの舞台となるスーパーバリアフリーな都市空間を創出する。

○ソフト・ハードを組み合わせ、総合的・横断的に施策を展開し、アート・カルチャー都市づくりを進める。

※【アート・カルチャーとは】

「芸術文化」という言葉で一般的にイメージされる枠組みを超え、伝統的な文化から先端的な文化まで、衣食住に関わる生活文化からハードな都市づくりまでをも含み、アートの持つ想像力・創造力で、カルチャーの語源そのままにまちを耕すことを意味します。まちを構成する多様な人々の参加と協働により、アート・カルチャーのまちづくりを展開していくことで、世界中の人々を魅了し、持続発展する都市の実現をめざします。

## 2 SDGs 未来都市とは

豊島区は、SDGs の理念に沿った取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、「SDGs 未来都市」および「自治体 SDGs モデル事業」に選定されています。

【としま SDGs 都市宣言】

「豊島区は、人々の暮らしを豊かにする文化の力を最大限に引き出すことにより、消滅可能性都市を克服し、持続的に発展していく都市の未来像として「国際アート・カルチャー都市」を掲げ、その実現に向け、地域一丸となった取組を推進しています。SDGs（国連で採択された 2030 年を年限とする国際目標）が示す 17 の目標に挑戦し、個性あふれる地域社会として活力を高め、誰もが笑顔あふれる社会の実現に向けて行動する豊島区の一連の取組は SDGs の理念や将来像とまさに考えを一つにするものです。私たちは、SDGs の実現に向け、地域の多様な主体とのパートナーシップにより、国際的視点で考え、地域主体で行動し、経済・社会・環境の好循環が生まれる持続可能なまちづくりを更に推進します。より良い未来をこれからの世代に引き継いでいけるよう、私たち一人ひとりが SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、行動することを宣言します。」

### 3 豊島区国際アート・カルチャー特命大使／SDGs 特命大使とは

豊島区が目指す誰一人取り残さない持続発展可能な「国際アート・カルチャー都市」「SDGs 未来都市」実現の牽引役です。豊島区を盛り上げたいという気持ちがあれば、国籍や区内在住・在勤に関係なく、誰でも賛同し活動することができます。

### 4 豊島区国際アート・カルチャー特命大使/SDGs 特命大使 自主企画事業とは

豊島区国際アート・カルチャー都市構想および SDGs 未来都市を広く発信するとともに、持続発展する「誰もが主役になれる劇場都市としま」の実現を目的とした、特命大使が自ら企画・主催し、運営する事業です。

この事業を支援するため、特命大使の皆様からお預かりした賛同金を基にして、支援金を交付いたします。

### 5 募集内容

【共通テーマ＝「としま文化のまちづくりを持続発展させる取り組み」】

「国際アート・カルチャー都市構想」・「SDGs 未来都市」をもう一度意識し直して、豊島区制 100 周年（令和 14 年）に向けた「オモシロ豊かなプログラム」をご提案ください。

新たなアイデア・自分の想いを実現する「自分ごと」・課題だと思っていること等を基にスタートさせる「企画」、既に発信・展開している皆様が「地域の共通目的や発展」にもう一度軸を置いてチャレンジする「企画」等をお考えください。

※ 4.の主旨および 5.の【共通テーマ】を十分ご理解いただき、協調できる企画が期待されています。

【事業区分】

#### ① パフォーミングアーツ（実演）系企画 および アート（美術）系企画

豊島区内の各施設を活用して実施する実演系および美術系の事業

※舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）の優先利用期間はございません。（設備改修工事期間等のため）

#### ② 地域文化・まちづくり・SDGs・社会課題等を主テーマとした企画

としまのまちの様々な場所（公園、まちかど、カフェ、自宅 etc ）や様々な施設（公共施設、商業施設 etc ）で実施・展開する事業

※自由な発想、多様な視点と企画、行動力でとしまのまちの「オモシロ豊か」を実践してください！

## 6 応募要件

- (1) 特命大使（個人・学生・団体・企業）、および特命大使を構成員に含む企業・NPO 法人・実行委員会・芸術団体等が企画・主催し、自ら運営する事業 ※子ども大使は企画（アイデア）提案のみ可能
- (2) 上記自主企画事業を支援・サポートするための事業 ※経済的支援（企業協賛等）、環境的支援（会場提供等）
- (3) 本要項の主旨に合致する事業および共通テーマに沿った企画であること
- (4) 以下のような「期待できる成果」があること（目的や指標を伴った取り組みであること）
  - ・豊島区の未来へ向けた持続可能性がある（社会の発展や社会課題の解決等に向けた取り組み）
  - ・社会的変化を誘発する等新たなチャレンジ（多様性や創造性、プロセス等を重視した取り組み）
  - ・地域社会および地域文化の活性化に寄与する（社会的および文化的なテーマを捉えている取り組み）

**※令和 5 年度までに採択実績がある事業については、特に事業評価を踏まえて応募すること。**
- (5) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに完了する事業

※以下の事業は対象外となります。

- ・特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする事業。
- ・定員を越える不特定多数を集客する事業、逆に参加者が見込まれない事業、身内や会員のみを対象とした事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・営利を目的とする事業、および寄付を目的とする事業
- ・暴力団、暴力団員および暴力団または暴力団員の統制下にある者が関係する団体が行う事業

## 7 採択件数（予定）および支援金額等

- (1) 採択件数：①パフォーミングアーツ（実演）系企画 および アート（美術）系企画／10 件程度  
②地域文化・まちづくり・SDGs・社会課題等を主テーマとした企画／10 件程度
- (2) 支援金額：①②とも、限度額を 15 万円とする。 ※採択件数と支援金総額の関係で、さらに調整する場合があります。

## 8 支援対象経費

項目	内容（例）
作品借料	作品借料、作品保険料 等
美術・映像 作品制作費	撮影費用、CG・動画作成費用 等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料 等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレパティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料 等
文芸費	演出料、監修料、振付料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原資料、企画制作料 等
会場費	施設等利用料、設備使用料、会議室等賃借料、リハーサルにかかる施設利用料 等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、舞台監督料、音響・照明プラン料、照明費、音響費、映像にかかる経費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料 等
設営費	舞台設営費、会場設営費、会場撤去費 等
運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費、車両賃借料 等
謝金	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、通訳謝金、事務整理等賃金、受付・会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料 等
旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当 等
通信費	通信費、郵送料、配送料 等
宣伝費	宣伝掲載費用、チラシ等デザイン費、プレスリリースにかかる経費 等
印刷費	資料印刷、広報物印刷費 等
記録費	写真撮影、映像撮影費 等

[支援対象外経費] ※以下は支援の対象外となります。ご注意ください。

- ・申請者、申請団体・企業以外が支出した経費
- ・申請者、申請団体・企業の構成員に対する報酬、日当等
- ・申請者、申請団体・企業の運営経費及び事務所維持費
- ・事業に直接必要とされない経費（事業実施後の反省会・打上げ等の経費、基金・積立金など）
- ・使途が特定できない経費（予備費、雑費、繰越金など）
- ・備品の購入費
- ・航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・ビジネスクラス料金、グリーン料金等）
- ・賞金、賞品等に係る経費
- ・レセプション費用、飲食関係費用（ゲスト等のものも含める）、来場者の記念品
- ・他の補助金等を受けている部分の経費

## 9 応募方法

以下の提出書類を豊島区国際アート・カルチャー特命大使／SDGs 特命大使事務局（※14）へ、

**令和6年1月31日（水）**までにご提出(必着)ください。 ※郵送、メール等

- (1) 支援申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者調書
- (4) 団体、企業の定款または規程等
- (5) 団体、企業の構成員名簿
- (6) 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」

※(1)～(3)と(6)については指定様式 (4)(5)は団体、企業の場合のみ

## 10 採択結果の通知

ご提出いただいた申請書等を基に採択する事業を決定します。

採否の結果に関わらず、申請書に記載された住所に結果を書面にて送付します。

なお、採択にあたっては条件等を申し添える場合があります。 ※採択等については一切お答え致しかねます。

## 11 支援対象者（※採択された事業の主催者）に求める事柄

採択された個人、団体、企業・団体等には以下の項目について求めます。

- (1) 対象事業の実施に関する責任は支援対象者が負うこと
- (2) 支援金は対象事業以外の目的に使用しないこと（「支援申請書」には可能な限り詳細な内容を記入ください）  
※目的外使用の場合、交付を取り消すことがあります。
- (3) 特命大使の会合や冊子等での活動報告を依頼する場合があること
- (4) 事業内容や日程等を変更する場合は「変更等承認申請書」を提出すること。  
※大幅な変更の場合、採択を取り消すことがあります。
- (5) 事業期間終了後 30 日以内に実績報告書・収支決算書（支出を証する書類等添付）を提出すること。  
※収支の事実を明らかにした証拠書類等を整理し、終了後 5 年間保存すること。
- (6) チラシや SNS 等には、[アトカル]と[SDGs]のロゴを使用すること。

また、以下のとおり、特命大使自主企画事業であることを記載すること。

**※表記 = 豊島区国際アート・カルチャー特命大使／SDGs 特命大使自主企画事業**

## 12 支援する金額および支援金の支払い方法

- (1) 支援する金額：支援する金額は、採択と同時に内定額が決定し、事業終了後、その範囲内で確定します。
- (2) 支援金の支払い方法：実績報告書および収支決算書（支出を証する添付書類等含む）の提出後、その内容を精査・確認し、該当する支出に応じて金額を確定し、届出のあった口座に支援金をお支払いします。

## 13 スケジュール

日程	事柄
令和6年1月17日（水）	募集開始
令和6年1月31日（水）	募集締め切り（必着）
令和6年2月下旬（予定）	採択結果通知
令和6年4月1日～令和7年3月31日	事業実施
事業期間終了後30日以内	実績報告書、収支決算書等の提出
実績報告書等確認後	支援金の支払い

## 14 応募書類提出先および問い合わせ先

豊島区国際アート・カルチャー特命大使／SDGs 特命大使事務局

(公益財団法人としま未来文化財団 区民活動支援課 活動支援グループ)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 3F 豊島区立舞台芸術交流センター内

TEL : 03-6912-7222（平日 9～17 時） E-mail : artcul@toshima-mirai.or.jp